

日本の戦時財政と消費課税

——売上税を欠いた消費課税の大増税——

関野満夫

はじめに

1. 戦時財政と政府一般会計
 - 1) 戦争財政の進展
 - 2) 租税収入の拡大
 2. 戦時増税の経緯と論理
 - 1) 戦時増税の経緯
 - 2) 所得課税増税の論理
 - 3) 消費課税増税の論理
 3. 消費課税の増税
 - 1) 主要消費課税の動向
 - 2) 酒税と専売局益金
 - 3) 織物消費税と砂糖消費税
 - 4) 物品税と遊興飲食税
 - 5) 通行税と入場税
 - 6) 小 括
- おわりに

はじめに

日中戦争から太平洋戦争にいたる日本の戦争財政（1937～45年）において、その膨大な財源調達
の主要部分は戦時国債発行によって賄われていたが、その一方で政府一般会計の膨張を賄うために
戦時の全期間を通じて所得課税と消費課税の大増税も実施されていた。本稿ではその大増税を実施
するにあたっての論理と実際の増税の経緯および税収効果について個別消費課税に焦点を当てて検
討する。周知のようにヨーロッパ諸国では第1次世界大戦時に一般消費税（取引高税）たる売上税
が導入され、第2次世界大戦時においても戦費調達に活用されていた¹⁾。しかし日本では、1937年

1) 第1次世界大戦および第2次世界大戦でのヨーロッパ諸国の売上税については、Schmölders（1956）
を参照されたい。

の馬場税制改革案において取引税（売上税）が検討されたこともあるが、1940年の抜本的税制改革では売上税は導入されていない。結局、第2次世界大戦時における日本の戦時財政では、売上税を欠いたまま新設を含む個別消費課税の大増税で対処することになったのである²⁾。

そこで本稿では、売上税を欠いた日本の戦時財政における個別消費課税の増税の実態を解明していくことにしたい。構成は以下のとおりである。第1節では日本の戦争財政の進展と租税収入拡大について概観し、第2節では戦時増税の経緯と論理を所得課税と消費課税について確認する。そして第3節において個別消費課税の増税の実態を、酒税と専売局益金、織物消費税と砂糖消費税、物品税と遊興飲食税、通行税と入場税について詳しく検討していく。

1. 戦時財政と政府一般会計

1) 戦争財政の進展

1931（昭和6）年9月の満州事変、1937（昭和12）年7月の日中戦争勃発、1941（昭和16）年12月の太平洋戦争への突入によって、1930年代以降の日本の国家財政は戦争を遂行するための戦争財政という特徴を顕著にし、また急激な政府支出膨張を示すようになる。つまり、直接的な戦争支出（戦費）とその財源調達を管理する「臨時軍事費特別会計」（1937年9月～46年2月）が設置されるとともに、政府一般会計も戦争関連経費、軍需生産拡充、国債費などで経費が急速に拡大するようになったのである。そこで表1によって、一般会計と臨時軍事費特別会計での政府支出の膨張を確認しておこう。

同表によれば次のことがわかる。①一般会計支出は1935年度の22億円から44年度の198億円へと9年間で9倍に増加している。②戦費の中心たる臨時軍事費特別会計支出は1937年度20億円から44年度735億円へと実に37倍にも膨張している。③臨時軍事費特別会計を支えるために当初より一般会計から繰り入れも行われているが、その規模は太平洋戦争開始後には10億円（41年度）～72億円（44年度）へととくに大きくなっている。④直接軍事費（一般会計軍事費と臨時軍事費特別会計年度割の合計）が一般会計・臨時軍事費特別会計純計に占める比率は、日中戦争開始前には40%台であったが、日中戦争開始後には恒常的に70～80%台になり、日本財政は文字通り戦争財政に転化していた。

臨時軍事費特別会計の支出・収入の内容は別に検討するとして、それではこのように戦時期に膨張した一般会計支出はどのような財源によって賄われていたのであろうか。表2は、一般会計歳入の主要項目の推移（1935～45年度）をみたものである。同表からは次のことが指摘できる。

第1に、租税収入はこの時期全体を通じて歳入全体のほぼ50%以上を占めており、一般会計の持

2) 1940（昭和15）年の税制改革時での大蔵省主税局企画課長だった山田義見は後日（1978年3月）次のように述べている。「15年の整理の際、外国人の批評は、どうして売上税をやらないで、日本はこの戦時財政をやっているのかと、これは奇跡だと、そういってました。」（平田・忠・泉編（1979）37-38ページ。）

表1 政府一般会計歳出と臨時軍事費特別会計支出の推移 (100万円)

年度	一般会計 歳出総額 (A)	一般会計 軍事費 (B)	一般会計より 臨軍への繰入 (C)	臨軍会計 支出年度割 (D)	一般会計と 臨軍会計の純計 (E)	直接軍事費 (F)	F/E (%)
1930	1,557	442	—	—	1,557	442	28.4
1935	2,206	1,032	—	—	2,206	1,032	46.8
1936	2,282	1,078	—	—	2,282	1,078	47.2
1937	2,709	1,236	1	2,034	4,742	3,271	69.0
1938	3,288	1,166	317	4,795	7,766	5,962	76.8
1939	4,493	1,628	535	4,844	8,802	6,472	73.5
1940	5,860	2,226	600	5,722	10,982	7,948	72.4
1941	8,133	3,012	1,078	9,487	16,542	12,449	75.6
1942	8,276	79	2,623	18,753	24,406	18,832	77.2
1943	12,551	1	4,369	29,818	38,001	29,820	78.5
1944	19,871	1	7,205	73,493	38,159	73,495	85.3
1945	21,496	610	—	16,465	37,961	17,075	45.0

注) E = A - C + D, F = B + D

出所) 『大蔵省史』第2巻, 390-391ページより作成。

表2 政府一般会計歳入決算額の推移 (100万円, %)

年度	歳入合計(A)	租税収入(B)	印紙収入(C)	専売局益金(D)	公債及び借入金(E)	B/A	B+C+D/A	E/A
1935	2,259	926	78	197	678	41.0	53.2	30.0
1936	2,372	1,051	93	215	609	44.3	57.3	25.7
1937	2,914	1,431	93	257	605	49.1	61.1	20.8
1938	3,594	1,984	91	261	685	55.2	65.0	19.1
1939	4,969	2,495	112	320	1,298	50.2	58.9	26.1
1940	6,444	3,653	135	352	1,282	56.7	62.8	19.9
1941	8,601	4,257	145	414	2,406	49.5	56.0	28.0
1942	9,191	6,633	154	562	381	72.2	80.0	4.1
1943	14,009	8,455	203	1,072	1,865	60.4	69.5	13.5
1944	21,040	11,437	227	1,050	5,395	54.3	60.4	25.6
1945	23,487	10,337	162	1,042	9,029	44.0	49.1	38.4
44/35	9.3倍	12.3倍	2.9倍	5.3倍	7.8倍	—	—	—

注) 歳入合計には、郵便、森林収入、その他歳入、前年度剰余金受入も含む。

出所) 『大蔵省史』第2巻, 366-367ページより作成。

続的膨張を租税収入 = 租税負担の拡大が支えてきたことを確認できる。

第2に、租税に印紙収入と専売局益金を加えた広義の租税収入でみると、歳入全体のほぼ60%以上を占めてきている。中でも専売局益金はこの期間を通じて租税の1割程度の規模を持っており、国民負担の一部として無視できない。

第3に、公債及び借入金は歳入全体の20%前後で推移している。戦時財政においても一般会計では公債依存はそれほど顕著に高まっていない。これはもちろん、直接的な戦争支出の大半は臨時軍

事費特別会計が担っていたからである。ちなみに、臨時軍事費特別会計歳入決算額（1937年9月～46年2月）1733億円の内訳は、公債及び借入金1497億円（86.4%）、普通財源（租税等）196億円（11.3%）、雑収入38億円（2.2%）であり、公債等が9割近くを占めていたのである³⁾。

第4に、戦時期での収入規模の増加率（1935→44年度）を比較しても、一般会計歳入合計が9.3倍であるのに対して、租税収入12.3倍、公債及び借入金7.8倍、専売局益金5.3倍、印紙収入2.9倍であり、租税収入が最も大きな増加率を示したのである。

2) 租税収入の拡大

そこで次に、戦時期における租税収入の動向についてみてみよう。まず表3は一般会計租税収入（国税）の推移を主要税目について示したものである。この表によれば戦時期の国税収入の動向として次の4つの点が確認できる。

第1に、国税収入総額は1935年度9.3億円、40年度36.5億円、44年度114.4億円となり、前半5年間で4倍、後半4年間で3倍、9年間で計12倍に増加している。

表3 政府一般会計租税収入の推移

(100万円)

年 度	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945
総 計	926	1,051	1,431	1,984	2,495	3,653	4,257	6,633	8,455	11,437	10,337
直接税	418	505	813	1,226	1,624	2,616	3,048	4,611	5,422	8,375	7,334
所得税	227	276	478	732	888	1,488	1,401	2,236	2,604	4,040	3,820
法人税	—	—	—	—	—	182	530	765	978	1,312	1,161
臨時利得税	26	44	102	185	370	736	997	1,484	1,698	2,591	1,961
営業収益税	57	73	91	105	126	78	14	2	2	0	0
相続税	30	31	35	45	58	56	64	86	117	145	176
間接税	507	546	618	757	871	1,036	1,209	2,022	3,012	3,061	3,003
酒税	209	220	241	278	266	285	359	433	720	883	1,130
砂糖消費税	84	86	95	145	136	136	119	143	141	70	10
織物消費税	40	42	38	46	58	58	130	197	188	139	109
物品税	—	—	—	54	125	125	180	441	799	970	532
遊興飲食税	—	—	—	—	57	57	200	482	750	553	588
特別行為税	—	—	—	—	—	—	—	—	78	111	76
通行税	—	—	—	8	11	22	29	75	89	143	231
入場税	—	—	—	8	12	22	33	66	91	117	296
関税	151	174	184	166	147	143	87	56	44	15	7
直接税比率 (%)	45.2	48.0	56.8	61.8	65.1	71.6	71.6	69.5	64.4	73.2	70.9
間接税比率 (%)	54.8	52.0	43.2	38.2	34.9	28.4	28.4	30.5	35.6	26.8	29.1

出所)『大蔵省史』第2巻, 430-432ページより作成。

3) 『昭和財政史』第4巻(臨時軍事費)145ページ(第44表), 参照。

第2に、直接税の中では所得税，法人税，臨時利得税という所得課税の拡大がとりわけ顕著である。この所得課税3税の合計額が35年度2.5億円，40年度24.0億円，44年度43.1億円であり，9年間で17倍に増加している。

第3に、直接税，所得課税の伸びには及ばないものの間接税等の規模も35年度5.1億円，40年度10.4億円，44年度30.6億円へと9年間で6倍に増加している。そしてこの間接税等の中心は，酒税，物品税，遊興飲食税，砂糖消費税，織物消費税，入場税，通行税などの消費課税であった。

第4に、上記のような結果として，国税収入に占める直接税と間接税の比率（直間比率）は大きく変貌する。35年度には45：55と間接税優位であったが，40年度72：28，44年度73：27となり，1940年度以降には所得課税中心の直接税が優位になってきている。

このような租税収入の拡大は，国民からみれば租税負担の増加ということになる。そこで最後に，戦時期における租税負担の推移をみておこう。表4は国税と地方税の1人当たり租税負担額の変化を示したものである。国税は1934～36年度の17円から44年度176円へと10倍に増加しているが，地方税は同時期では10～12円で大きな変化はない。そして，国税・地方税を合計した1人当たり租税負担額は27円から188円へと7倍に増加しているが，この負担増大はもっぱら国税負担の増大によってもたらされたのである。

さらに表5で国民所得に対する租税負担の比率をみると，租税全体では1934～36年度の13.8%から44年度の29.8%へと2.2倍であるが，国税負担は9.1%から28.0%へと3.1倍にも上昇している。確かに，戦時財政の中で軍需景気と物価上昇によって国民所得も1934～36年度の134億円から44年度459億円へと3.4倍に増加しているが，租税負担とくに国税負担はそれをはるかに上回るテンポで増

表4 1人当たり租税負担額の推移 (円)

年度	国税	地方税	総額	指数
1934-36	17	10	27	100
1939	40	11	51	189
1941	67	11	78	289
1944	176	12	188	696

注) 国税には印紙収入，専売局益金，地方分与税，北支事変特別税を含む。

出所) 『財政金融統計月報』第20号(租税負担特集)，1951年10月，8ページより作成。

表5 国民所得と租税負担の推移 (100万円)

年次	国民所得	租税負担額			負担率 (%)		
		国税	地方税	計	国税	地方税	計
1934-36	13,465	1,226	629	1,853	9.1	4.7	13.8
1939	23,825	2,933	757	3,690	12.3	3.2	15.5
1941	30,813	4,931	899	5,830	16.0	2.9	18.9
1944	45,996	12,863	861	13,724	28.0	1.8	29.8

出所) 『財政金融統計月報』第20号(租税負担特集)，1951年10月，9ページより作成。

加していたのである。国民所得に対する租税負担率がこの間に3倍以上に上昇した主要原因はいうまでもなく、戦時期を通じて様々な戦時増税政策がとられてきたからである。そこで次節では、戦時増税の経緯と論理・目的について概観してみよう。

2. 戦時増税の経緯と論理

1) 戦時増税の経緯

日本では、1937（昭和12）年度から敗戦の1945（昭和20）年度まで、毎年度増税がなされていた⁴⁾。表6は各年度の増税による増収予定額の一覧である。前年度税収額の2割前後に相当する大規模な増税が、戦時期の毎年度に渡って実施されていたことがわかる。そして、この増税については、①1937～39年度、②1940年度、③1941～45年度の3つの時期に分けるとその特徴をつかみやすいであろう⁵⁾。

① 1937～39年度。日中戦争開始前後の毎年度2～3億円規模の増税である。37年度は一般会計とくに軍事費の拡大に対応しての臨時租税増徴法（1937年3月）による増税（2.7億円）である。また同年度には北支事変勃発（37年2月）にともなう北支事変特別税法（38年3月）による1年限りの増税（約1.0億円）がなされ、新税の物品特別税も導入された。38年度は支那事変特別税法（38年

表6 戦時増税の増収予定額 (100万円)

年度	増収予定額 (A)	前年度税収額 (B)	A/B (%)	備考
1937	269	1,051	25.6	臨時租税増徴法
1937*	101	—	—	北支事変特別税
1938	303	1,431	21.2	支那事変特別税
1939	195	1,984	9.8	
1940	651	2,475	38.3	抜本的税制改革
1941	635	3,653	17.4	間接税中心の増税
1942	1,155	4,257	27.1	直接税中心の増税
1943	1,145	6,633	17.3	間接税中心の増税
1944	2,576	8,455	30.5	全般的増税
1945	1,806	11,437	15.8	全般的増税

注) 1937*年度は1年限りの増税。

出所) 増収予定額は『昭和財政史』第5巻(租税)を参照。前年度税収額は表4を参照。

- 4) 戦時増税の全体像や概略については、大蔵省財政史室編（1998）『大蔵省史』第2巻、200-208、246-249ページ、大蔵省昭和財政史編集室編（1957）『昭和財政史』第5巻（租税）を参照されたい。また、戦時増税をめぐる大蔵省・主税局の動きに関しては、平田・忠・泉編（1979）上巻、第1章～第5章、大蔵省大臣官房調査企画課（1978）が税務当局者の考えや感想を伝えていて興味深い。
- 5) 以下の記述は、『昭和財政史』第5巻（租税）第2章～第4章の内容を参照した。

3月）等による増税（3.0億円）であり、所得税増税のほか物品税が恒久化されるとともに、新規の消費課税として入場税、通行税が導入された。39年度の増税（1.9億円）では、臨時利得税の増税（0.8億円）もあるが、砂糖消費税、物品税、遊興飲食税（新税）など消費課税の増税が目立った。

② 1940年度、1940（昭和15）年の抜本的税制改革による6.5億円の大規模増税である。この税制改革では、主要収益税（地租、営業収益税）を地方財源に委譲する一方で、従来の所得税（第1種～第3種）を、個人所得を対象にした所得税（分類所得税、総合所得税）と、法人所得を対象にした法人税に改編した。これによって、戦争財政を支えるべく弾力的な増収を可能にする所得課税中心の国税体制が形成された。結果的には、所得課税では所得税4.5億円、法人税0.7億円、臨時利得税1.8億円の増税となった。なお同時に、消費課税も酒税0.9億円、遊興飲食税0.6億円、砂糖消費税0.3億円、織物消費税0.1億円の増税になった。

③ 1941～45年度、太平洋戦争開戦（41年12月）とともに戦争財政が本格化し、政府一般会計歳出の急膨張（41年度86億円→44年度210億円、45年度234億円）の中で、毎年度10～25億円の大増税が実施された。41年度増税（6.6億円）は、40年度増税が直接税＝所得課税中心であったことの反動から、間接税＝消費課税中心の増税であり、遊興飲食税（2.3億円）、酒税（1.5億円）、物品税（1.3億円）等の増税が目立つ。逆に42年度増税（11.5億円）は直接税中心であり、所得税（5.8億円）、法人税（1.4億円）、臨時利得税（2.5億円）等の増税が目立つ。43年度増税（11.4億円）は再び間接税＝消費課税中心の増税であり、酒税（4.1億円）、物品税（2.8億円）、遊興飲食税（2.8億円）等の増税がある。44年度増税（25.8億円）、45年度増税（18.1億円）では、戦局が悪化し軍需生産や戦争経済の矛盾が深刻化する中で、直接税・間接税を問わずいわば全般的な大増税が実施された。その中でも44年度には所得税（11.0億円）、法人税（2.0億円）、臨時利得税（1.8億円）、酒税（4.6億円）、物品税（2.0億円）の増税が、45年度には所得税（7.5億円）、酒税（7.0億円）の増税が目立つ。

それでは、このような戦時期における所得課税や消費課税の大増税は、基本的にはどのような論理でなされていたのであろうか。ここでは、所得課税増税に関しては1940年税制改革での考え方を、消費課税増税に関しては1941年度の間接税大増税での考え方を例にしてみよう。

2) 所得課税増税の論理

1937年2月に始まった日中戦争は容易に解決の目途はたたず、中国大陸での日本の軍事進出は拡大する一方であった⁶⁾。それにともない一般会計軍事費は37年度12.3億円から40年度22.2億円へ、臨時軍事費特別会計支出は37年度20.3億円から40年度57.2億円へと膨張していた（表1参照）。そうした中で、長期にわたる戦争財政を支えるべく租税体系を本格的に再編しようとしたのが、1940年税

6) 日本陸軍の師団配備数・兵力数をみると、1937年12月時点での24師団・95万人（うち中国16師団・50万人、満州6師団・20万人）から、1940年12月時点には49師団・135万人（うち中国27師団・68万人、満州11師団・40万人）に拡大している。（山田（1997）167ページ参照。）

制改革であった。そこでは主要な目標として、①中央・地方を通じて負担の均衡を図ること、②現下緊要なる経済諸政策等との調和を図ること、③収入の増加を図ると共に、弾力性ある税制を樹立すること、④税制の簡易化を図ること、の4つがあげられていた。

とくに「負担の均衡」、「収入の増加」、「弾力性ある税制」という見地から所得課税を重視した税制改革となった。そして所得課税について具体的には、①所得税を分類所得税と総合所得税の2種に区分する、②分類所得税は比例税率で所得種類ごとに税率格差を設ける（勤労所得軽課、資産所得重課、等）、③総合所得税は各人の一切の所得を総合して累進税率で課税する、④法人所得に関しては、従来の所得税（第1種所得）から分離独立させて法人税として比例税率で課税する、⑤軍需景気による増加利得に対しては臨時利得税を増徴する、ということであった⁷⁾。

とくに分類所得税は、比例税率の引き上げ、課税最低限の引き下げ、源泉徴収制度の導入によって大衆負担を基盤にした弾力的税収確保（増収）を容易にするものであった。ちなみに1940年税制改革案を審議した第75議会（1940年2月）で当時の桜内幸雄蔵相は次のように述べていた。「将来多額の財源を求めようとするれば、直接税に於きましては結局所得税収に依るの外なきものと信じるものであります。然るに現行の所得税は最近数次の臨時的増税を重ねました結果、著しく其の伸長力を喪失して居りますのみならず、負担の普遍化の点に於いても欠くる所が少ないのであります。仍て此の際としては現行所得税制度に根本的の改正を加へ、現在の如き累進税率の外に、新たに比例税率を導入して、税制に大なる弾力性を附与するの外、成るべく多くの国民をして所得税を負担せしむると共に、出来得る限り源泉に於て課税して、納税の簡易化を期する必要があると思ふのであります⁸⁾。」

なお、このような戦時期における所得課税の税制改革と持続的増税による税収推移と国民負担の実態については、すでに別稿⁹⁾で検討してあるのでここでは触れないことにする。

3) 消費課税増税の論理

戦時財政が進行する中で、直接税（所得課税）だけでなく間接税（消費課税）の増税が何度も実施された。それでは間接税増税にあたってどのような論理が主張されていたのであろうか。間接税中心の大増税法案が審議された第77議会（1941年11月）を例にとると、当時の賀屋興宣蔵相は次のように説明した。「先ず酒税等の増徴等に関する法律案に付き其の概要を説明申し上げます。現下の緊迫せる諸情勢の下に於きまして支那事変を完遂し、東亜共栄圏の確立を図る為には、臨時軍事費を初め戦時体制強化の為の経費の増加は避けることを得ない状態にあるのでありまして、此の際不急不用の経費に付き徹底的の節約を加へましても、尚ほ我が国歳出の総額が今後相当膨張すべきこ

7) 『昭和財政史』第5巻（租税）、524-527ページ参照。

8) 『昭和財政史』第5巻（租税）、528ページ。

9) 関野（2017）。

とは免れ難い所であります。一面最近に於ける経済諸情勢に照して考へますれば、此の際極力国民購買力の吸収、消費の抑制を図る必要ありと認められますのみならず、其の必要性は今後益々増加するものと思ふのであります。……中略……此の際早急に実施を要する購買力の吸収、消費の節約を図ると共に、差当り増加すべき臨時軍事費の財源の一部に充つる為め、茲に間接税を中心とする増税案を提案することに致した次第であります。……中略……今次増税案の作成に当りましては、国民精神の緊張、生活態様の刷新を図ると同時に、負担力の関係を考へまして、奢侈的消費に対しては可及的高率の課税を為すと共に、国民生活上此の際としては比較的不急と認められる方面の消費に対する課税に付き或る程度税率を引上げ、又は課税範囲を拡張すると云ふ方針を採用致したのであります¹⁰⁾。」

つまり、第1に、間接税大増税の目的は一義的には戦争体制の強化、戦費調達のための増収であった。41年度の間接税増税による増収予定額6.3億円は、40年度税制改革による増収6.5億円に匹敵するほどの規模であった。

第2に、間接税の増税は国民の「購買力の吸収」や「消費の節約」を図るという経済政策を実現する手段であった。1940年代以降になると戦時統制経済が本格化し、消費財に対する全面的公定価格制が導入されてくる。そこでは、一方で不用不急の消費財の公定価格を引上げ（課税分の転嫁を認めて）その消費削減を図り、他方ではその価格引上げ分を個別消費税増税によって国庫に吸収する、という方策が考えられていたのである¹¹⁾。

第3に、消費課税の増税にあたっては、「奢侈的消費」への高率課税や「不用不急消費」への課税も重視して、国民の負担能力や生活上の必要性に一定程度配慮すること強調していることである。

このような論理と実際上の財源の必要性から、戦時期の日本においては、様々な消費課税が、具体的には酒税、煙草税（専売局益金）、物品税、遊興飲食税、砂糖消費税、織物消費税、入場税、通行税などが積極的に増税されることになった。

そこで次の第3節では、消費税増税の具体的経緯とその増収効果や負担実態について詳しく検討していこう。

3. 消費課税の増税

1) 主要消費課税の動向

表7は戦時期（1935～45年度）における主要消費課税、つまり酒税、砂糖消費税、織物消費税、物品税、遊興飲食税、通行税、入場税という7税と専売局益金の推移を示している。まず、消費課

10) 『昭和財政史』第5巻（租税）、598-599ページ。

11) 戦時期の統制経済と個別消費税の関係については、神野（1983a）（1983b）が詳しい。

表7 消費課税の税収推移 (上段: 税額, 下段: 税別シェア) (100万円, %)

年度	酒税	砂糖消費税	織物消費税	物品税	遊興飲食税	通行税	入場税	専売局益金	經常収入に占める比重
1935	209	85	40	—	—	—	—	197	44.2%
1936	220	87	43	—	—	—	—	215	41.6
1937	241	95	39	—	—	—	—	257	35.5
1938	279	146	47	55	—	8	8	261	34.4
1939	267	136	58	126	57	11	12	320	33.7
1940	285	141	96	110	128	23	23	352	28.0
1941	359	120	130	181	200	29	33	414	30.4
1942	434	144	198	442	482	76	66	562	32.7
1943	720	142	188	799	751	90	92	1,072	39.6
1944	884	70	139	970	554	144	117	1,050	30.7
1945	1,131	10	110	532	588	231	296	1,042	34.1
1940	24.6	12.2	8.3	9.5	11.1	2.0	2.0	30.4	100.0
1941	24.5	8.2	8.9	12.3	13.6	2.0	2.2	28.2	100.0
1942	18.1	6.0	8.2	18.4	20.0	3.2	2.7	23.4	100.0
1943	18.7	3.7	4.9	20.7	19.5	2.3	2.4	27.8	100.0
1944	22.5	1.8	3.5	24.7	14.1	3.7	3.0	26.7	100.0
1945	28.7	0.3	2.8	13.5	14.2	5.9	7.5	26.4	100.0

注) 下段は消費課税合計額(専売局益金を含む)に占める各税収額のシェア。

出所)『大蔵省史』第2巻, 366, 431-432ページより作成。

税7税と専売局益金の合計額が一般会計經常収入(租税収入+印紙収入+専売局益金)に占める比率(消費課税シェア)に注目しよう。第1に判明するのは、この消費課税シェアは日中戦争開始前の1935年度の44%から次第に低下して、1940年度には28%に落ち込んでいることである。これは前節でみたように、この時期には戦費調達のために間接税も増徴されたが、税収弾力性の高い所得課税の増税=増収効果がより強く表れたからであり、1940年税制改革は所得税中心体制を完成させるものであった。

第2に、しかしその一方で、戦争財政が本格化する1941~45年度になると消費課税シェアは30~39%と再び持ち直していることである。これは、所得課税の増税と並んで、新規消費課税導入を含む消費課税の増税が積極的に実施されたことを物語っている。

第3に、とくに間接税の大増税が行われた1941年度、43年度には消費課税シェアは前年度に比べてそれぞれ2.4ポイント(28.0%→30.4%)、6.9ポイント(32.7%→39.6%)も上昇していることは注目すべきであろう。

つまり、戦時日本での政府一般会計では、確かに傾向的には所得課税中心の租税構造が形成されていたが、その一方で消費課税の増税も積極的に追及されて戦争財政の一翼を支えてきたのである。

そこで以下では、各消費課税での増税内容や税収額の推移をより詳しくみていこう。その際、戦時期の消費課税についてさしあたり次の4つのグループに分けて検討するのがわかりやすいであろう。

第1は、嗜好品課税であり伝統的な大衆課税である酒税と煙草税（専売局益金）である。そして両税とも生産・販売数量に応じて課税される従量税である。表7での消費課税合計額（専売局益金を含む）での両税のシェアは、1940～45年度において恒常的に50%前後を占めており、戦時期の消費課税増税の中心的役割を担っていたのである。

第2は、戦前日本の伝統的消費課税であり、国民の生活必需品課税という側面をもっていた織物消費税と砂糖消費税である。この両税は消費課税合計額の中で1940年度には20%を占めていたが、44年度には5%に激減している。そして、織物消費税は従価税であるが、砂糖消費税は従量税であった。後述のようにこの両税も再三増税されたが、戦時統制経済と物資不足の中で税収額が低下せざるをえなかったのである。

第3は、戦時財政の中で「奢侈的消費の抑制」を旗じるしに新規に導入された消費課税である物品税と遊興飲食税である。消費課税合計額でのこの両税のシェアは1940年度の20%から顕著に上昇し42～44年度には40%前後を占めるようになっていた。つまり、この両税は酒税・煙草税に並ぶ重要な戦時消費課税として活用されたのである。なお物品税の一部（第3種）を除き両税とも従価税であった。

第4は、消費財・商品消費への課税ではなくサービス消費への課税であり、1938年度より国税として導入された通行税と入場税である。この両税も戦時経済の下での「奢侈的消費」や「不用不急消費」の抑制を理由に新規導入と増税がなされた。消費課税合計額に占める両税のシェアは1940年度の4%から45年度には13%に上昇している。

そこで、以下ではこの4つの租税グループについて順にみていこう。なお本稿では、各税の増税の具体的内容については『昭和財政史』第5巻（租税）を、課税ベースや税収動向については『主税局統計年報』各年度版を利用する。

2) 酒税と専売局益金

酒税の税額は表7をみると、1935～40年度までは漸増しつつ2億円台で推移していたが、41年度以降は増収テンポを速め41年度3.6億円、43年度7.2億円、45年度11.3億円へと急増している。

この酒税収入急増の内実を表8によって考えてみよう。同表によれば、次のことがわかる。

第1に、酒税の課税高は1941年度508万石をピークにその後は急激に減少しており、45年度には198万石とピークの4割水準に縮小している。これは、悪化する戦争経済の中で酒類の生産・出荷そのものが次第に困難になってきたことを物語っている。

第2に、それにもかかわらず酒税額は41年度2.0億円から45年度11.4億円へと5.6倍に増加してい

表8 酒税の課税高・税額の推移

年度	課税高 (千石)				税額 (100万円)			
	計	清酒	ビール	焼酎	計	清酒	ビール	焼酎
1940	4,222	2,238	1,100	510	138	55	62	12
1941	5,079	2,763	1,234	459	202	89	77	14
1942	4,613	2,330	1,262	301	301	129	111	16
1943	3,739	1,769	1,083	264	606	277	178	36
1944	2,792	1,279	863	179	869	435	226	56
1945	1,983	1,107	393	132	1,139	718	166	70
45/41	0.39	0.40	0.32	0.29	5.64	8.07	2.16	5.00

注) 課税高, 税額の計には, 上記3酒の他に合成清酒, 濁酒, 白酒, 味醂, 果実酒, 雑種を含む。
出所) 『主税局統計年報』より作成。

る。つまり, 酒類1石当りの平均税額は41年度の40銭から45年度には5円74銭へと14.3倍にも増加しているのである。酒税ではそれだけ増税が行われたことになる。

第3に, 酒税増税・増収の中心はより大衆的な酒類である清酒であった。40~42年度では清酒とビールの税収額はほぼ同規模であった。しかし, 43年度以降になると清酒の税額の伸びがより顕著になり, 結局, 41年度から45年度にかけて8.1倍もの増加になっている。他方, ビールの税額は2.2倍の伸びにとどまっていた。

そこで酒税増収の中心になった清酒の増税の経緯について簡単にみておこう。①清酒課税はある時期までは製造段階で課税する造石税と出荷段階で課税する蔵出税の二本立てであった。②1937年度での1石当り(100升=約180リットル)の造石税は45円, 蔵出税は25円, 計70円(清酒一升瓶換算で70銭)であった。③41年度の間接税増税では造石税45円, 蔵出税55円(30円増税), 計100円(清酒一升瓶換算で1円)となった。酒税全体では5割増額の増税であった。④43年度の間接税増税では, 清酒は4等級に区分され, 蔵出税は4級酒155円, 3級酒165円, 2級酒295円, 1級酒470円に増税された。酒税全体では10割増額の増税であった。⑤44年度の全般的増税では, 造石税は廃止されて蔵出税に統合され, 4級酒も廃止された。清酒1升当りの蔵出税は3級酒で3円50銭から5円に, 2級酒が5円から8円に, 1級酒が7円から12円に増税された。酒税全体では7割増額の増税であった。⑥45年度の増税では, 清酒1升当りの酒税は1級酒と2級酒を統合した1級酒が15円, 3級酒を2級酒にして8円に増税された。酒税全体では7割の増額が目ざされた¹²⁾。

次に, 専売局益金の推移についてみてみよう。表7をみると, 専売局益金は酒税とほぼ同様の動きを示している。つまり, 1935~40年度には傾向的に増加しつつ2~3億円であったが, 41年度以降にはその増加テンポを速め42年度5.6億円, 44年度10.5億円へと急増している。ところで, 戦時期

12) 『昭和財政史』第5巻(租税), 404-405, 575, 599, 603-606, 660-661, 710, 726-727, 744-745ページを参照。

日本の政府専売局事業には煙草、塩、樟脳、アルコールの4事業があったが、大規模な益金を計上していたのはもっぱら煙草の製造販売事業であった（表9参照）。塩、樟脳、アルコールは国民生活と生産に不可欠な財であり、戦時期にあっても収益性よりも安定的な供給が重視されていたのに対して、大衆的な嗜好品である煙草は戦時期の収入源として積極的に活用されたのである。つまり、専売局益金とは事実上は煙草事業によるものなのである。そこで次に、専売局益金の急増をもたらした煙草製造販売事業と煙草価格の動向についてみておこう。

表10は煙草の売渡数量と売渡価額の推移を示している。売渡数量は1937年度から44年度までは幾分の増加傾向を示しつつも600～700億本という規模で安定していた。一方、売渡価額は1937年度の3.5億円、41年度5.7億円、44年度14.7億円へと一貫した上昇傾向を示し、7年間で4.2倍へ拡大した。とくに前半4年間（1.6倍）よりも太平洋戦争開始後の後半3年間（2.6倍）の増加が著しい。これ

表9 専売局益金の内訳 (100万円)

年度	合計	煙草	塩	樟脳	アルコール
1935	197	194	1	1	—
1936	217	213	2	1	—
1937	264	252	3	1	7
1938	268	262	1	1	3
1939	316	322	-4	0	-2
1940	371	385	-16	1	1
1941	422	435	-18	0	5
1942	576	626	-36	-1	-12
1943	1,067	1,125	-56	-1	—
1944	1,243	1,373	-128	-1	—
1945	846	969	-120	-1	—

出所)『昭和財政史』第7巻(専売),統計3ページより作成。

表10 煙草の売渡数量と売渡価額

年度	売渡数量(億本)					売渡価額(100万円)				
	総計	金鶏	暁	朝日	響	総計	金鶏	暁	朝日	響
1937	621	225	34	38	27	351	164	22	29	15
1938	621	231	35	33	27	360	168	24	27	14
1939	669	252	43	46	33	430	193	31	40	19
1940	709	270	47	53	35	510	224	37	49	22
1941	711	272	49	83	34	570	236	41	85	22
1942	731	215	46	88	33	775	220	47	116	26
1943	731	216	40	86	33	1,271	?	?	?	?
1944	642	210	8	71	24	1,472	?	?	?	?
1945	310	73	—	14	1	1,127	?	?	?	?

注) 総計にはその他の煙草銘柄も含む。

出所)『昭和財政史』第7巻(専売),344-347,486-489ページより作成。

表11 煙草の主要銘柄の定価（1箱）の推移

（銭）

定価改正年月	金 鷄	暁	朝 日	響
1936年11月	8	14	17	12
1938年1月	8	15	18	12
1939年11月	9	17	20	14
1941年11月	10	20	25	15
1943年1月	15	30	45	25
1943年12月	23	45	70	35
1945年3月	35	—	90	50

注) 金鷄は10本入り, 他は20本入り.

出所)『昭和財政史』第7巻(専売), 339, 481ページより作成.

は当然ながら煙草販売価格の上昇(増税)によるものである。

表11は煙草主要銘柄(4種)の定価(1箱)の推移を示している。4銘柄とも1936年以降には1~2年間隔で値上げされており、とくに41年以降の値上げ率が高くなっている。例えば、売渡数量・価額の首位の「金鷄」(ゴールデンバット)の定価は1936年11月の8銭から43年12月には23銭へと2.9倍へ、同2位の「朝日」は17銭から70銭へと4.1倍へ値上げされている。なお1945年3月には更なる大幅な定価引上げがなされたが、戦争経済の悪化の中で煙草売渡数量が半減したため45年度の売渡価額と煙草事業益金は減少している(表9、表10参照)。

酒と煙草は大衆的な嗜好品であると同時に、消費の習慣性が極めて強い。従って、増税や値上げによっても消費量が極端に減少することはない。また、所得税を負担しない国民大衆、低所得層からも負担を求めることができる。そうしたこともあって、日本も含めて各国の近代国家財政においては、大衆負担となる酒税や煙草税は主要財源の一つとして活用されてきた歴史がある。そして上記でみた戦時期日本での酒税と専売局益金(煙草税)での増税と値上げは、戦費調達のための大衆課税が極限まで進行した事例といえるであろう。

3) 織物消費税と砂糖消費税

織物消費税は1910(明治43)年に導入された消費課税であり、織物製造所または買付所(集合査定場所)において織物価格を基準に課税されていた従価税である。国民の衣料に課税する「悪税」という批判も強く、1924(大正15)年の税制改革によって、大衆衣料である綿織物は免税されるようになった¹³⁾。そして、戦時財政に入ると織物消費税の税率は1937年度9%から、40年度10%、42年度15%に引き上げられ、44年度からは従来免除されていたスフ織物にも課税されるようになった。

13) 綿織物免除の結果、織物消費税収は1923年度5600万円から1924年度3600万円へと減少している。大蔵省財政史室編(1998)第2巻、430ページ。

表12 絹織物の生産高と輸出高
(10万平方ヤード)

年次	生産高	輸出高
1937	439	75
1938	403	74
1939	565	73
1940	620	39
1941	528	51
1942	637	57
1943	347	41
1944	203	49
1945	499	7

出所) 東洋経済新報社編 (1950) 第2巻, 243-244ページより作成.

た¹⁴⁾。先にみた酒税や煙草定価に比較すると、国民の衣料品ということもあってか、増税率は相対的に小さくなっている。

また、表12は、織物産業と織物消費税の中心であった絹織物の生産高と輸出高の推移を示している。絹織物は、原料生糸を国内で賄えたこと、また貴重な外貨獲得産業として重視されていたこともあって、生産高は1937～42年にかけてほぼ順調に増加していた（1.45倍）。しかし、戦局が悪化する43年以降になると国内繭の減少による生産の減産、企業整備令（1942年5月）による生産設備の縮小によって、絹織物生産も大幅に縮小していった¹⁵⁾。

そして表13は、戦時期の織物消費税の課税価格と税額の推移を示している。同表からは次のことがわかる。第1に、課税価格が37、38年度の4000万円前後から40～43年度には1億円台に上昇している。これは前述のようなこの時期での織物生産高とくに絹織物生産の一定の増加もあるが、それ以上に戦時期の価格上昇による名目的増加分が大きい。例えば38年度5.2億円からピークの42年度13.7億円へと2.6倍になっているが、この間に絹の卸価格は2.3倍になっている¹⁶⁾。そして43年度以降の課税価格の低下は、卸売価格上昇以上に織物生産量が縮小したことを反映している。

第2に、織物消費税の税額は37年度4000万円から40年度以降1億円台に増加し、ピークの42年度

14) 『昭和財政史』第5巻（租税）、577、644、711ページ参照。

15) 「昭和12年以降終戦時まで、絹織物の生産及び輸出において比較的好調だったのは、為替管理の強化につれて、綿花、羊毛などの輸入織物原料が国内の消費規制を強化されたのに対し、絹織物は原料が国内で賄われ、しかも他の繊維製品の代理的役割を果たしたこと、及び生糸や絹織物の輸出の増強によって外貨を獲得し、戦時必需品の輸入増大に資すといった政策に、基くものである。それにしても、戦局の激化に伴い、原料繭の減少から生糸の減産となり、また企業整備令による生産設備に縮小によって、絹織物の生産も減退した。」（東洋経済新報社編（1950）第2巻、244ページ。）

16) 例えば、富士絹の卸売価格（25ヤード）は1938年0.65円から1942年1.47円へと2.26倍に上昇している。（東洋経済新報社編（1980）下巻、217ページ参照。）

表13 織物消費税の課税価格と税額の推移 (100万円)

年度	課税価格	税額					
		総額	絹織物	人絹織物等	麻織物	手織物	スフ織物
1937	438	39	23	(2)	0	8	—
1938	526	47	22	(8)	0	2	—
1939	679	61	44	(13)	0	1	—
1940	1,025	102	39	28	7	11	—
1941	1,294	135	61	38	9	13	—
1942	1,374	203	114	42	14	16	—
1943	1,176	174	90	33	18	17	—
1944	919	137	50	16	15	22	7
1945	728	109	51	9	10	10	4

注) 37~39年度の人絹織物は「その他の織物」を計上した。

出所) 『主税局統計年報』より作成。

には2億円にも達していた。この税収増は、上記のような課税価格の膨張と増税によるものである。

第3に、43年度以降になると課税価格と税額がともに低下するようになる。これは戦時経済が深刻化する中で、価格上昇以上に織物生産量が減少したことを反映している。ここには戦費調達財源としての織物消費税の限界も現れているといえよう。

次に、砂糖消費税についてみてみよう。砂糖消費税は1901(明治34)年より課税されている従量税であり、国内流通量(消費量)と税率によって税収額が規定される。表14は砂糖消費税の課税高(量)と税額の推移を示したものであり、同税の大半は一般の白砂糖を対象にしたものであった。織物消費税と同様に砂糖消費税も毎年度のように増税された。具体的には、1938年度は前年度比8%増徴、39年度は10%増徴、40年度は20%増徴の実施がなされ、41年度には第2種乙(白砂糖)の税率が百斤当り10円から12円に、43年度には同14.5円に、44年度には同17.5円に増税された¹⁷⁾。つ

表14 砂糖消費税の課税高と税額

年度	課税高(10万斤)		税額(100万円)	
	全体	うち白砂糖	全体	うち白砂糖
1937	16,057	—	101	—
1940	16,171	13,595	143	133
1941	12,663	11,510	120	116
1942	12,133	11,286	139	135
1943	8,409	7,892	106	104
1944	3,556	3,425	54	53
1945	480	419	7	7

出所) 『主税局統計年報』より作成。

17) 『昭和財政史』第5巻(租税)、461-462、488、607、675、711ページ参照。

まり40～44年度の4年間で75%の増税であった。

そして、砂糖課税高（国内供給量）と砂糖消費税額の推移を示した先の表14によれば、次のことがわかる¹⁸⁾。①1937～40年度では砂糖の国内供給量が16.0～18.5億斤を確保できており、増税の効果もあって税収額は37年度1.0億円から40年度1.4億円まで上昇している。②しかし、太平洋戦争開始後の41年度以降は砂糖の国内供給量は次第に減少し、とくに戦局が悪化した44年度以降には砂糖輸入が困難となり国内供給量が44年度3.5億斤、45年度0.5億斤へと激減している。③43年度までは砂糖消費税の増税効果によって1億円の税額を維持していたが、44年度以降は税額が激減している。④つまり、戦局の悪化によって砂糖の国内供給体制が崩壊し、家庭の砂糖消費量も極限まで縮小されていく中では、いくら増税しても砂糖消費税による税収調達力は機能しなくなったのである。

4) 物品税と遊興飲食税

すでに述べたように、物品税と遊興飲食税は、戦時財政の中で「奢侈的消費の抑制」を名目に戦費調達のために新規に導入された消費課税であり、酒税、専売局益金と並ぶほど極めて大きな税収をあげた消費課税であった。

物品税は、北支事変特別税法（1938年3月）によって1年限りで導入された物品特別税が、38年度以降に恒久化されたものである。物品税の課税対象には第1種、第2種、第3種があり、第1種、第2種は従価税、第3種は従量税であった。そしてその概要は以下のとおりであった¹⁹⁾。

第1種：服飾品や生活用品が中心であり、小売段階で課税され価格に上乘せされる。より贅沢品とみなされた甲類として宝石、べっ甲製品、毛皮・羽毛製品が、乙類としてメリヤス・レース・フェルト品、時計、帽子、杖、履物、鞆・トランク、家具などが、丙類・丁類（41年度以降）として靴、事務用器具があった。

第2種：工業製品・電気製品が中心であり、製造者の出荷段階で課税される。甲類として、写真機、フィルム、蓄音機、レコード、乗用自動車、化粧品などが、乙類としてラジオ、扇風機、冷蔵庫、嗜好飲料などが、丙類・丁類（41年度以降）として紙・セロファン、電球類、ミシン、板ガラスなどがあった。

第3種：マッチ、飴・ブドウ糖・麦芽糖、酒類などである。

次に、物品税の税率は表15が示すように、当初1938年度には従価税の第1種・第2種では、甲類15%、乙類10%で、第3種（マッチ）は従量税で5銭（千本当り）であった。その後は41年度、43年度、44年度と持続的に増税されて、44年度税率は甲類120%、乙類60%、丙類40%となり、マッチも15銭（千本あたり・43年度）となった。

18) 表14の砂糖消費税額数値は前出の表7とはやや異なっている。これは表7の出所たる『大蔵省史』第2巻の数値が、各年度「決算書」に基づいていることによると考えられる。

19) 以下の記述は、『主税局統計年報』各年度版を参照。

表15 物品税の税率の推移 (%)

年度	第1種			第2種			第3種 (マッチ)
	甲類	乙類	丙類	甲類	乙類	丙類	
1938	15	10	—	15	10	—	5 銭
1940	20	10	—	20	10	—	5 銭
1941	50	20	10	50	20	10	5 銭
1942	50	20	10	50	20	10	10 銭
1943	80	30	10	80	30	10	15 銭
1944	120	60	40	120	60	40	7 割増

注) 第3種(マッチ)は1000本当り税額。
出所)『昭和財政史』第5巻(租税), 471, 579-580, 599-600, 644, 676, 711-712ページより作成。

表16 物品税の税収額の推移 (100万円)

年度	税額 総計	第1種				第2種				第3種	
		計	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	マッチ
1938	54	9	2	7	—	13	6	7	—	32	5
1939	126	38	3	35	—	21	15	6	—	66	7
1940	110	60	3	57	—	32	25	7	—	18	9
1941	182	104	1	102	1	64	42	11	10	14	10
1942	440	295	3	288	4	124	70	19	35	21	19
1943	799	527	4	509	13	246	113	28	44	31	26
1944	958	352	4	42	302	570	110	250	97	36	31
1945	537	171	2	21	143	346	86	77	60	20	17

注) 税額総計は税額控除も加味した合計額。
出所)『主税局統計年報』より作成。

表17 物品税の課税高の構成比 (1942年度) (%)

第1種 (1,489百万円)	100.0	第2種 (593百万円)	100.0	第2種(続き)	
甲類	0.26	甲類	28.33	丙類	59.86
乙類	96.88	化粧品	15.16	紙・セロファン	29.12
織物・メリヤス類	64.36	写真機	1.38	緑茶	5.53
鞆・トランク	4.02	フィルム等	3.79	歯磨	2.26
履物	2.25	乙類	16.24	調味料	2.86
書画・骨董	1.51	ラジオ	5.51	電球類	5.20
丙類	2.76	真空管等	1.71	ミシン	7.82
靴	2.68	嗜好飲料	3.40	板ガラス	1.44

注) 主要な課税対象物品のみを計上した。
出所)『主税局統計年報』1942年度版, 228-229ページより作成。

そして、表16は課税種別ごとの物品税額の推移、表17は物品税課税高の構成比（1942年度）を示したものである。この2つの表からは次のことがわかる。第1に、物品税額は39～41年度の1億円台から急速に増加して42～44年度には4～9億円台に達している。上記でみたように戦時期の物品税率の急速な引上げが増収効果をあげたのである。

第2に、43年度までは物品税額の6割強を第1種が占めていた。しかしその第1種物品税の大半は服飾品を中心とした乙類であり、宝石等の贅沢品を対象にした甲類は極めて少額である。そして第1種の乙類の大半（64%）は織物（メリヤス・レース・フェルト品）によるものであった。これは絹織物など織物消費税が課税される商品との負担平衡措置として、織物消費税が課税されないメリヤス製品等に物品税を課税したものであった²⁰。つまり、実質的には国民衣料品を課税する大衆課税になっていた。

第3に、44年度以降になると第1種よりも第2種の比重が大きくなる。第2種物品税ではラジオ、写真機等の機械よりも、化粧品、緑茶、歯磨、調味料、紙・セロファンなど日常生活用品の課税高が大きい。また、マッチ課税（第3種）による物品税収も増加している。このように戦局が悪化するとともに、物品税による国民の生活用品全般への課税が拡大してきたのである。

物品税は戦時経済の中での「奢侈的消費への抑制」を名目に導入されたが、宝石・毛皮等の奢侈品の課税高（売上額）は本来的には大きなものではない。従って、戦費調達必要性が増すにつれて、物品税は国民の生活用品への課税・増税となり、大衆負担になっていたのである²¹。

次に、遊興飲食税は、元来は地方税（遊興税）であったが、1939年支那事変特別税法改正の臨時増税によって国税化されたものである。同税の税収額は41～45年度には5～7億円台の規模に達しており、酒税、物品税、専売局益金と並ぶ戦時間接税の中心的役割を果たしていた（表7参照）。

20) 当時の大蔵省主税局の税制担当者の一人（三田村健）は次のように述べている。「織物は消費者の手に移る段階において加工されたものであっても、織物消費税をとられる。ところがメリヤスとかレース、フェルト等は全然織物と同じ立場にありますが、それが課税されないで、織物消費税との均衡をとるために物品税のほうにとり入れまして、支那事変特別税の中にこういうものを入れたのであります。」（大蔵省大臣官房調査企画課編（1978）336ページ。）

21) 物品税の大衆課税化の経緯については前出の主税局担当者（三田村健）は次のように述べている。「最初のころは長年奢侈品に対して課税するという建前であり、ことに戦争が始まったためにまづ奢侈品に課税した。最初に私どもが関税込率法を参考にしたのは、奢侈的な消費に対するものということであった。そういうものに限定しまして、銀座等に参加すると、奢侈品がある。田舎等は必ずしもそうではないのですが、だいたい奢侈的消費に属するものがそれでも田舎にもあった。当時は生活必需品は除外することにしました。此の際は奢侈品に課税していこうという傾向が濃厚であったと思います。

それが15年（昭和…引用者注）ごろになりますと、税率を20パーセントまで上げましたが、このころになりますとぜいたく品に類する宝石とか金銀というような貴金属等は、売買の対象になっていない。もうひとつは、当時物資は非常に極端に統制されておった。軍需とか特殊な用途のものだけであるから、大衆の消費するものと言えば、紙とか硝子等の特殊なものである。本当に大衆課税であった。」（大蔵省大臣官房調査企画課編（1978）339-340ページ。）

遊興飲食税は、当初は一人一回5円以上の遊興・飲食等に対してその消費金額の20%（芸妓花代）ないし10%（飲食・その他の花代）の税率で課税するものであった。当時の石渡荘太郎蔵相は法改正案説明（1939年2月、第74議会）にあたって、「遊興飲食税は従来の地方税たる遊興税に比較致しまして、相当高率の税率を以て課税せんとするものでありまして、一面事変下に於ける此の種消費の抑制に資したき意向であります」と述べていた²²⁾。

そして、遊興飲食税の税率は表18が示すように40年度以降持続的に引き上げられていく。とくに芸妓花代は41年度100%、43年度200%、44年度300%と、いわば「禁止的税率」とみなせる高水準に達していた²³⁾。また免税点を39年度5円、40年度3円、41年度1円50銭（宿泊5円）等、徐々に引き下げていった²⁴⁾。このような遊興飲食税の課税高と税額は表19のような推移を示していた。同表によれば、次のことがわかる。①課税高は免税点引下げもあってピークの42年度には12億円に達するが、その後はやや縮小していった。②税額は、課税高拡大と税率引き上げによって、ピークの43年度には7億円に達するが、その後は5億円台にやや低下する。③課税高に対する税額の比率（負担率）は、40年度の18%から急上昇を続け、43年度、44年度は60%台、45年度には78%に達している。④42～45年度の5～7億円という高い税額規模には、課税高の2～3割を占める花代（芸妓

表18 遊興飲食税の税率の推移 (%)

年度	花代 (芸妓)	花代 (その他)	飲食店	宿泊
1939	20	10	10	10
1940	30	15	15	15
1941	100	50	20, 30	20, 30
1943	200	100	30, 40, 50	20, 30, 50
1944	300			50

出所)『昭和財政史』第5巻(租税), 489, 580, 609-610, 676-677, 712ページより作成。

表19 遊興飲食税の課税高と税額(100万円)

年度	課税高			税額 (B)	B/A (%)
	花代	花代以外, 宿泊料金	計 (A)		
1939	284	139	423	57	13.5
1940	354	343	698	128	18.3
1941	350	449	803	200	24.9
1942	340	871	1,211	482	39.8
1943	216	907	1,169	733	62.7
1944	228	580	809	546	67.5
1945	267	489	757	590	77.9

出所)『主税局統計年報』より作成。

22) 『昭和財政史』第5巻(租税), 472ページ。

23) 1941年度税制改正での遊興飲食税税率に関して、当時の大蔵省主税局長松隈秀雄は次のように述べている。「花代に対する部分を百分の百という税率にして、貸席の方は、禁止的な税にした。奢侈品に対しては百分の百という税率をもって来た。これは普通の税率ではない。禁止的な意味の間接税だ。内国税においては、税をとる必要はあるけれども、消費を禁止するという目的はないから、百分の百なんていう税率は持ったことがなかったのですけれども、やはり戦時財政の必要と、いま言ったような消費の抑制、国民生活の自粛、緊張といったような点から言えば、花代なんかは百分の百ぐらいの税にしろという賀屋さん(当時蔵相…引用者注)の命令に近い主張でした。」(平田・忠・泉編(1979) 107ページ。)

24) 『昭和財政史』第5巻(租税), 580, 610ページ参照。

等）への禁止的高税率（100～300%）が、相当に貢献していると考えられる。

以上のことから、遊興飲食税は、一方でその課税最低限引下げによって庶民の飲食課税を強化しつつ、他方では花代という「奢侈的消費」に対する禁止的高税率によって大きな税収を確保してきたといえよう。

5) 通行税と入場税

通行税と入場税は、全くの新税ではないが、支那事変特別税法（1938年2月公布）によってサービス消費への課税として38年度より国税として活用されるようになった。その後の度重なる増税によって、両税は一貫した増収傾向を示し、ピークの45年度には両税とも2～3億円の税収規模に達していた。

通行税はもともと日露戦争時の1904（明治37）年度に導入されたが、大衆課税の悪税ということで1924（大正15）年の税制改革の時に廃止されていた。それが日中戦争の深刻化とともに再度導入され、戦費調達財源として増税されていったのである。戦時期の通行税は次のような制度であった。①鉄道旅客の等級および通行距離に応じて課税する。②38年度は50km未満の3等旅客については非課税であったが、この非課税枠は40年度より40km未満に、44年度より20km未満に縮小された。③通行税率は、38～43年度は等級および距離区分に応じた累進的な定額税（表20参照）であったが、44年度以降は等級および距離に応じた定率税（表21参照）になった。

この通行税は41年度、44年度、45年度にそれぞれ20割増収、9割増収、8割増収を目指す大増税が実施された一方で²⁵⁾、国鉄・民鉄の鉄道旅客（人員、人キロ）そのものは表22が示すように戦時期を通じて増加傾向にあったので、結果的に通行税収は前述のように持続的に増加していくことになった。戦時期の通行税は1等旅客への重課など累進的負担の実現と、日常的な近距離交通の非課税という配慮もなされていたが²⁶⁾、最終的には非課税範囲の縮小と度重なる増税によって相当な大衆課税とならざるをえなかったのである。

次に、入場税は演劇場、映画館、演芸場、ゴルフ場、ビリヤード場、ダンスホールなどへの入場料に課税するものであり、一部は地方税として存在していたものを1938年度から国税化したのである。つまり、この入場税は、戦時期における国民の娯楽・余暇活動や奢侈的サービス消費に対して国家が課税して、戦費調達に活用しようとするものであった。先の表7によれば入場税は、通行

25) 『昭和財政史』第5巻（租税）、616、710、744ページ参照。また、表20、表21も参照のこと。

26) 前出の松隈秀雄（主税局長）は次のように述べていた。「その通行税をまたここで復活した。悪税を復活しては攻撃されるおそれがあるということでしたが、非難されないようにした。それは、東京から藤沢くらいまでは無税で行けるようにした。つまり、50キロ未満の3等乗客には課税しないということで実施した。その後15年の改正で40キロ未満、19年の改正で20キロ未満というふうには、だんだん際どいところまで範囲を縮めてきましたが、20キロ未満の3等乗客には課税しない。都電や市電に乗った場合はよいということにした。」（平田・豊・泉編（1979）142ページ。）

表20 通行税の税率（1940年度，41年度）（円）

距離区分	3等		2等		1等	
	1940	1941	1940	1941	1940	1941
～40km	—	—	0.05	0.15	0.10	0.30
40～80	0.02	0.05	0.10	0.25	0.20	0.50
80～120	0.05	0.15	0.15	0.75	0.30	1.50
120～160	0.10	0.30	0.30	1.50	0.60	3.00
160～300	0.20	0.50	0.60	2.50	1.20	5.00
300～500	0.30	0.70	0.90	3.50	1.80	7.00
500～	0.30	1.00	0.90	5.00	1.80	10.00

出所)『昭和財政史』第5巻(租税), 613-615, 709-710, 744ページより作成。

表21 通行税の税率（1944年度，45年度）
（1 km当たり税額）

等級区分	1944年度	1945年度
1等	2.5銭	4銭
2等	1.25銭	2銭
3等	2.5厘	5厘

出所)『昭和財政史』第5巻(租税), 744ページより作成。

表22 鉄道旅客輸送の推移

年度	旅客輸送人員(100万人)		旅客輸送人キロ(10億人キロ)	
	国鉄	民鉄	国鉄	民鉄
1937	1,156	2,474	29	5
1938	1,134	2,876	33	6
1939	1,613	3,483	42	8
1940	1,878	4,107	49	10
1941	2,172	4,710	55	12
1942	2,279	5,039	60	14
1943	2,648	5,599	74	18
1944	3,108	5,466	77	20
1945	2,973	4,066	76	21

出所) 東洋経済新報社編(1980) 上巻, 425, 431ページより作成。

税と同様に，38年度以降持続的に増収を続け，43，44年度には1億円，45年度には3億円に達している。この入場税収の増加は基本的には持続的な税率引き上げによるものである。入場税の税率は以下のとおりであった²⁷⁾。

- ① 38年度. 入場料金の一律10%.
- ② 40年度. 10% (入場料金1円未満), 20% (1～3円), 30% (3円～).
- ③ 41年度. 20% (0.5円未満), 30% (0.5～1円), 40% (1～3円), 60% (3～5円), 80% (5円～).
- ④ 43年度. 20～120%
- ⑤ 44年度. 30% (0.5円未満), 60円 (0.5～1円), 100% (1～3円), 150% (3～5円), 200% (5円～)

27) 『昭和財政史』第5巻(租税), 462-463, 578-57, 611-612, 677-678, 712-713, 745ページ。

⑥ 45年度. 100%（1円未満）、200%（1円～）.

この結果、戦時期に最も大衆的な娯楽であった映画を例にとると、映画入場料金の大半は1円未満であったが²⁸⁾、その入場税率は40年度の10%から44年度30～60%、45年度100%に引き上がっている。

いま、表23は40年度と44年度の入場税額の構成を示したものである。同表によれば、入場税額は40年度2200万円から44年度1.1億円へと4年間で5倍に増加していること、両年度とも映画館による税収が首位で約5割を占めており、また映画館入場税額もこの間に5倍に増加していることがわかる。ところで映画館入場人員は表24が示すように40年4.0億人から44年2.9億人へと75%の水準に減少している。映画館入場者1人当たりの入場税負担額は単純に計算すると、40年度3銭から44年度19銭へと6倍に上昇したことになる。

以上にみた通行税と入場税は、戦時期において新たに課税された代表的なサービス消費課税であった。しかし、サービス消費への課税はこれにとどまっていたわけではない。1943年度に実施された間接税の大増税にあたっては、特別行為税という新税も導入されている。同税は写真撮影、整髪美容、織物衣類の染色仕立、書画表装、印刷製本等に、一定額の課税最低限に設けるものの、税率30%（印刷製本は20%）で課税するものである。この特別行為税は、従来非課税であったサービス分野に、他の消費課税との負担均衡、消費節約、購買力吸収などの政策意図をもって課税しようとしたのである。また、特別行為税法案が審議された第81議会・衆議院委員会では、特別行為税の将来の拡張と売上税の創設についても質問されていたが、政府は売上税の創設には慎重な検討を要

表23 入場税の税額構成

(千円)

	1940年度	1944年度
第1種	20,252	112,545
演劇場	4,687	30,350
映画館	11,730	56,330
演芸場	1,603	24,083
第2種	2,148	4,453
ダンスホール	1,128	—
ビリヤード場	220	1,524
ゴルフ場	375	473
合計	22,778	116,999

出所)『主税局統計年報』より作成。

表24 映画館の入場人員の推移

(100万人)

年次	映画館数	入場人員
1937	1,749	245
1938	1,875	306
1939	2,018	375
1940	2,363	405
1941	2,466	420
1942	2,157	432
1943	1,986	322
1944	1,759	298
1945	1,237	400

出所)東洋経済新報社編(1980)上巻、632ページより作成。

28) 日本映画封切館の入場料金は1939年55銭、42年80銭、45年1円であった。(週刊朝日編(1988)13ページ参照。)

表25 特別行為税の税額 (100万円)

	1943年度	1944年度	1944年度
税額	78	110	77
写真撮影	15	23	14
調髪整容	5	7	17
染色刺繍	8	6	3
衣服仕立	3	5	4
印刷製本	46	68	38

出所)『主税局統計年報』より作成.

すると答えていた、という²⁹⁾。なお特別行為税による税額とその構成は表25で示すとおりであり、7000万円～1億円の税収をあげるものであった。

6) 小 括

以上みてきたように、戦時期の日本財政においては戦費調達のために個別消費課税の大増税が毎年度のように実施されていた。その際、「奢侈的消費の抑制」や「不用不急消費の抑制」も強調されていたが、その消費課税の実態は大衆の日常的な嗜好品（酒、煙草）や生活用品（各種物品、織物、砂糖）、サービス消費（鉄道旅客、娯楽、飲食）に平時では考えられないほどの重税を課すものになっていたのである。

同時に重大なことは、戦争経済の深刻化の下での民需生産の減少や配給統制によって、国内消費財の供給量そのものが減少したために、毎年度のような税率引き上げにもかかわらず、消費課税の税収調達能力の限界が明瞭になったことである。主要消費課税（専売局益金を含む）の税収合計額をみても、43～45年度での大増税にもかかわらず、43年度38億円、44年度39億円、45年度39億円であり、実質的な増収が不可能になっていた（表7参照）。

おわりに

日本の戦局が絶望的になっていた1945年度においても、平年度で計18億円の大増税が計画されていた（分類所得税8.4億円、酒税7.4億円、入場税1.3億円の増収³⁰⁾。その増税金案審議にあたって当時の石渡蔵相は次のように述べて消費課税（間接税）収入の限界に言及していた。「私は今日の戦局の段階に於きまして、今後のことを考へますれば、やはり重点は直接税に置かるべきものであると存

29) 『昭和財政史』第5巻（租税）、663-664、668、678ページ参照。

30) 『昭和財政史』第5巻（租税）、725-727ページ。

ずるのであります。間接税の方は、税率は相当上げましても、さう税収入を期待致すことは困難であらうかと存するのでありまして、将来の問題はやはり直接税に重点を置かれて、恐らくは増収を図られて行くのであるまいか、斯様に考へます³¹⁾。」

ところで、戦時日本の個別消費課税の課税ベースは、既存の織物消費税、砂糖消費税に加えて、物品税が導入されて課税対象が拡大されたこと、通行税、入場税、遊興飲食税さらには特別行為税の導入によってサービス消費への課税も拡大されたことによって、一般消費税たる売上税（取引高税）の課税ベースにかなり接近してきていた。そして、この売上税に関連して、石渡蔵相は同時期の増税法案審議（1945年1月31日、第86議会・貴族院特別委員会）において次のように説明していたことは興味深い。「物品税に致しましても、今年は少なからざる減収を示して居るのであります。酒の税金も減収、砂糖の税金も減少、織物消費税も減収と云ふやうなことに相成って来て居るのでありますので、今日の此の段階に於きまして売上税に、若し食糧に課税を致さないとするなら、大した収入を期し得られないのではないかと思ふのであります。若し物品税を改正して、それで売上税の一部として施行を致すと云ふことを考へるのであるならば、左様な考へ方は出来ると思ふのであります。どうも今日の状況に於きましては、私は売上税に大した期待を持ってないのではないか。若し将来増税を行ふことありとすれば、矢張り税制総てを通じて、私は分類所得税が中心に相成るべきものではないかと考へて居る次第であります³²⁾。」

このように戦争末期にいたると財政当局者自身が、たとえ一般消費税たる売上税を導入しても、消費課税による増収はもはや展望がないことを公言せざるをえなくなっていたのである。他方で、確かに直接税とくに分類所得税（比例税率）は戦争末期に向けた増税によって大幅な増収を実現していた。しかしこれは、戦時国債増発による財政・軍需拡大に依存した名目的ないシインフレ的な国民所得の増加に基づくものであり、何よりも勤労所得や事業所得（商工業者と農家）に対する大衆課税をもたらすものであった³³⁾。その意味では、戦争末期において、直接税、所得課税もその限界に直面していたのである。

本稿は、2015年度・中央大学特定課題研究費による研究成果の一部である。

参考文献

- 岩崎爾郎（1982）『物価の世相100年』読売新聞社
大蔵省編（1951）『財政金融統計月報』第20号（租税負担特集）
大蔵省財政史室編（1998）『大蔵省史』第2巻、大蔵財務協会

31) 1945年1月25日、第86議会・衆議院委員会における答弁。（『昭和財政史』第5巻（租税）、732ページ。）

32) 『昭和財政史』第5巻（租税）、737-738ページ。

33) 戦時期の所得課税の動向と特徴については、関野（2017）を参照されたい。

大蔵省主税局編『主税局統計年報』各年度版

大蔵省昭和財政史編集室編（1955a）『昭和財政史』第3巻（歳計）東洋経済新報社

大蔵省昭和財政史編集室編（1955b）『昭和財政史』第4巻（臨時軍事費）東洋経済新報社

大蔵省昭和財政史編集室編（1957）『昭和財政史』第5巻（租税）東洋経済新報社

大蔵省昭和財政史編集室編（1964）『昭和財政史』第7巻（専売）東洋経済新報社

大蔵省大臣官房調査企画課（1978）『戦時税制回顧録』

週刊朝日編（1988）『値段史年表 明治・大正・昭和』朝日新聞社

神野直彦（1983a）「租税政策と経済統制（1）」大阪市立大学『経済学雑誌』第84巻第1号

神野直彦（1983b）「租税政策と経済統制（2）」大阪市立大学『経済学雑誌』第84巻第2号

関野満夫（2017）「日本の戦時財政と所得課税」中央大学『経済学論纂』第57巻第3・4合併号

東洋経済新報社編（1950）『昭和産業史』第1巻，第2巻，第3巻

東洋経済新報社編（1980）『昭和国勢総覧』上・下巻

平田敬一郎・忠佐市・泉美之松編（1979）『昭和税制の回顧と展望』上巻，大蔵財務協会

山田朗（1997）『軍備拡張の近代史』吉川弘文館

Schmölders, G. (1956), Die Umsatzsteuer, in Gerloff W. und F. Neumark hrsg, *Handbuch der Finanzwissenschaft, Zweiter Band*

（中央大学経済学部教授 経博）